

財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認に係る事務局の確認について

1 確認の方針

財務諸表は、県民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう法人の財政状態及び運営状況を適切に開示する必要がある。

知事による財務諸表の承認及び剰余金の繰越承認にあたって、事務局においては、「合规性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

2 確認内容

(1) 合规性の遵守

○提出期限は遵守されたか。

※当該事業年度の終了後 3 月以内〈地方独立行政法人法第 3 4 条第 1 項〉
→ 6 月末日までに提出された。

○必要な書類は全て提出されたか。

※財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書）、事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）の監査報告書
→ 全て提出された。

○監事及び会計監査人（会計監査人は九州歯科大学のみ）の監査報告書に財務諸表の承認にあたって考慮すべき意見はないか。

→ 考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

○記載すべき事項に明らかな遺漏はないか。

→ 地方独立行政法人会計基準に照らし、表示科目、注記等に明らかな遺漏はないことを確認した。

○計数は整合しているか。

→ 合計等基本的な計数について整合を確認した。

○書類相互間における数値の整合はとれているか。

→ 主要表間及び附属明細書との相互における数値の整合を確認した。

○行うべき業務を行ったか。

→ 学生収容定員の充足率が 90% を満たしていることを確認した。

○運営費交付金にかかる会計処理は適正か。

→ ① 期間進行基準の適用事業について、運営費交付金全額が収益化されているか確認した。
② 費用進行基準の適用事業について、事業ごとに発生額と同額が収益化され、その執行残額について、精算により収益化されているか確認した。

○剰余金の繰越承認を受けようとする額は適正に算出されているか。

→ 本県の承認基準に照らし、剰余金の発生理由及び繰越額の算出方法が適正であることを確認した。（福岡女子大学のみ）

3 事務局コメント

上記のとおり、事務局として確認を行った結果、財務諸表及び剰余金の繰越承認にあたって、特段のコメントはない。

公立大学法人役員報酬規程等の改定について

1.公立大学法人役員報酬規程の改定について

(1)改定理由

地方独立行政法人の役員報酬等は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、福岡県の各公立大学法人においても、国家公務員及び福岡県職員の給与に基づいて報酬等を算定している。

① 副理事長の年俸の引下げ(改正時期:平成25年4月1日)

法人設立後6年が経過し、法人経営も軌道に乗り、副理事長に求められていた経営面での貢献という当初の職責は一定達成されたことから、業務実態は変化しており、他大学の水準を考慮して、国家公務員指定職俸給表の適用を3号俸から1号俸とする改正を行ったもの。

② 県職員の給与減額措置を踏まえた改正(実施期間:平成25年7月1日～平成26年3月31日) ※特例規程を制定

県において、地方交付税等の削減に伴い、職員給与の減額措置を講じており、県からの要請を踏まえ、県に準じた減額改正を行ったもの。

(2)改定内容

①副理事長の年俸の引下げ(改正時期:平成25年4月1日)

※現に副理事長の職にあるものについては、その任期中に限り従前の例による。

ア 基本年俸の引下げ

イ 上記アに伴う業績年俸の引下げ

○「一般職の職員の給与に関する法律」(国家公務員)(現行)

別表第11 指定職俸給表(部分)

号俸	改正前	号俸	改正後	改定額	改定割合	
3	834,000	1	720,000	△ 114,000	86.33%	…… 副理事長の報酬基礎額
4	912,000	4	912,000	0	100.00%	…… 理事長の報酬基礎額

区分	改正前			改正後			改定額		
	年俸額	内 訳		年俸額	内 訳		年俸額	内 訳	
		基本年俸	業績年俸		ア基本年俸	イ業績年俸		基本年俸	業績年俸
理事長	14,846,000	10,944,000	3,902,000	14,846,000	10,944,000	3,902,000	0	0	0
副理事長	13,576,000	10,008,000	3,568,000	11,720,000	8,640,000	3,080,000	△ 1,856,000	△ 1,368,000	△ 488,000
常務理事	6,800,000	4,800,000	2,000,000	6,800,000	4,800,000	2,000,000	0	0	0

※副理事長の年俸の算出内訳

	改正前		改正後	
		副理事長 (3号俸)		副理事長 (1号俸)
基本年俸	年俸基礎額(給料月額)	A 834,000	年俸基礎額(給料月額)	A 720,000
	年額(A×12月)	B 10,008,000	年額(A×12月)	B 8,640,000
業績年俸	職務加算(A×20%)	C 166,800	職務加算(A×20%)	C 144,000
	管理職加算(A×25%)	D 208,500	管理職加算(A×25%)	D 180,000
	業績年俸(A+C+D)×2.95月	E 3,568,000	業績年俸(A+C+D)×2.95月	E 3,080,000

②県職員の給与減額措置を踏まえた改正(実施期間:平成25年7月1日～平成26年3月31日)

理事長・副理事長 基本年俸の月割額(ア÷12)に100分の9.77を乗じて得た額 …九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学

・理事長 912,000 円 × 0.0977 × 9 月 = 801,918 円減額

・副理事長 720,000 円 × 0.0977 × 9 月 = 633,096 円減額

常務理事 基本年俸の月割額(ア÷12)に100分の7.77を乗じて得た額 …福岡女子大学、福岡県立大学

400,000 円 × 0.0777 × 9 月 = 279,720 円減額

年俸の月割額((ア+イ)÷12)に100分の7.77を乗じて得た額 …九州歯科大学

566,666 円 × 0.0777 × 9 月 = 396,261 円減額

教員兼務理事 管理職手当・理事手当 10%減額 …福岡女子大学、福岡県立大学

管理職手当 10%減額 …九州歯科大学

2.公立大学法人役員退職手当規程の改定について

(1)改定理由

「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成24年11月16日に成立し、公布されたことに基づき、県においても国の改正に準じて必要な措置を講じており、県からの要請を踏まえ、各法人において役員退職手当規程の改定を行ったものである。(平成25年3月31日退職者から適用)

(2)改定内容

①改正前の退職手当額に87/104(調整率)を乗じる

$$\underbrace{\frac{\text{退職日までに支給された年俸総額}}{\text{在職年数}} \times 0.06 \times 12.5/100 \times \text{在職月数}}_{\text{在職期間における平均月額(退職手当基礎額)}} \times \underbrace{87/104}_{\text{調整率(※)}}$$

改正前の退職手当

※調整率の考え方

官民の支給水準の均衡を図るために設けた率であり、福岡県特別職職員の退職手当の見直しの内容に準じている。